平成３０年（フ）第５７号
長野市三輪６丁目25番15―301号
債務者　荻原　増子
1　決定年月日時　平成30年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第７１号
大津市坂本３丁目32番20―303号
債務者　清水　麻矢
1　決定年月日時　平成30年４月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
大津地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第８３号
滋賀県甲賀市水口町貴生川２丁目62番地一206号、前住所滋賀県甲賀市水口町春日57番地33
債務者　斎藤ウィルソンこと　ＳＡＩＴＯ　ＷＩＬＳＯＮ　ＭＩＫＩＯ
1　決定年月日時　平成30年４月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
大津地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第８８号
大津市坂本３丁目18番52号、前住所大津市滋賀里１丁目８番２号　コーラルリーフ102号室
債務者　松尾　施那
1　決定年月日時　平成30年４月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
大津地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第９５号
大津市一里山６丁目３番10―103号
債務者　深籔　伸一
1　決定年月日時　平成30年４月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
大津地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第９８号
大津市唐崎２丁目10番12―204号
債務者　森　ヤス子
1　決定年月日時　平成30年４月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
大津地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第２０号
兵庫県多可郡多可町八千代区下野間33番地33野田団地４号、前住所兵庫県多可郡多可町八千代区中野間275番地132　花の宮第２団地４号
債務者　大垣さつき
1　決定年月日時　平成30年４月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
神戸地方裁判所社支部

平成３０年（フ）第１０号
和歌山県田辺市天神崎33番26号
債務者　松村　奈実
1　決定年月日時　平成30年４月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成３０年（フ）第９号
岡山県真庭市岩井谷662番地１
債務者　戸田しおり
1　決定年月日時　平成30年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成３０年（フ）第４号
香川県高松市飯田町1247番地１　レオパレス高月110
債務者　尾上　　希（旧姓飯居）
1　決定年月日時　平成30年４月９日午後１時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第４５号
香川県高松市屋島西町2316番地１　県住27―201
債務者　小林まさ美
1　決定年月日時　平成30年４月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第４６号
香川県高松市屋島西町2316番地１　県住27―201
債務者　小林美智子
1　決定年月日時　平成30年４月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第２３７号
福岡市南区老司１丁目26番６―305号
債務者　冨川紀代美
1　決定年月日時　平成30年４月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第３４１号
福岡県大野城市白木原４丁目９番29号
債務者　前田　喜樹
1　決定年月日時　平成30年４月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第３７３号
福岡県筑紫野市石崎３丁目31番１号
債務者　紙谷　弘一
1　決定年月日時　平成30年４月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第４１７号
福岡市東区唐原２丁目３番９号
債務者　横道知穂美（旧姓永野）
1　決定年月日時　平成30年４月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第１７号
北海道苫小牧市山手町１丁目８番８号　メルベージュ107
債務者　髙栁　　梓
1　決定年月日時　平成30年４月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部